

保育園とくすりについて

1. お子様の薬は、本来は保護者が登園して与えていただくことになっていますが、登園できないときは、保育園の担当者が保護者に代わって与えます。この場合は万全を期すために、「くすり連絡書」に必要な事項を記入していただき、くすりに添付してください。
2. 医師の診察を受けるときに、お子様が現在〇〇時から〇〇時まで保育園に在園していること、保育園では原則としてくすりが使用できないことをお伝えください。
3. 持参するくすりについて
 - ①くすりは、お子様を診察した医師が処方し調剤したもの、あるいはその医師の処方によって薬局で調剤したものに限ります。
 - ②保護者の個人的な判断で持参したくすりは、保育園では対応できません。
 - ③座薬の使用は行ないません。
 - ④薬の使用が「熱が高い時」「咳が出る時」「発作が起こった時」等のように、症状の判断を必要とする場合は、その都度保護者の方に連絡することになりますので、ご了承ください。

* 注

- ① 医師が処方したくすりには必ず「くすり連絡書」を添付してください。
- ② 慢性の病気等で「薬剤情報提供書」がある場合には、それも添付してください。
- ③ 使用するくすりは1回分ずつに分けて持参してください。
- ④ 袋や容器には、お子様の氏名を記入してください。

くすり連絡書について

- ① 全ての欄がきちんと記入されていないと、対応できませんのでご了承ください。
- ② くすりとかすり連絡書は、保育士（担任もしくは当番が望ましい）に手渡してください。